

令和3年8月26日

令和3年第4回
宮代町議会定例会議案書

令和3年8月31日
議長の議事整理権により、議案第
47号の「補正予算番号」「歳入歳
出予算の総額」等を整理した。

議案番号	件名	頁
議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度宮代町一般会計補正予算(専決第1号))	1
議案第33号	令和2年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第34号	令和2年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第35号	令和2年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第36号	令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第37号	令和2年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第38号	令和2年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	8
議案第39号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	9
議案第40号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第41号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第42号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	16
議案第43号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第44号	指定管理者の指定について	20
議案第45号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	21
議案第46号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	22
議案第47号	令和3年度宮代町一般会計補正予算(第 3 ⁴ 号)について	23
議案第48号	令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	24
議案第49号	令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	25
議案第50号	令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	26

議案番号	件名	頁
議案第51号	令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	27
議案第52号	令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について	28

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種期間延長に伴う経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和3年度宮代町一般会計予算に1億9,132万9,000円を追加し、総額を108億4,621万6,000円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

令和3年7月26日

宮代町長 新 井 康 之

議案第33号

令和2年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和2年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計151億7,659万5,624円、歳出合計145億6,616万4,912円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和2年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計36億2,343万1,664円、歳出合計35億86万4,184円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

令和2年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和2年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計31億7,129万3,980円、歳出合計29億1,527万7,733円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和2年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計5億3,076万9,080円、歳出合計5億2,660万7,832円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

令和2年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和2年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億6,939万4,910円のうち、1億8,476万4,000円を資本金に、8,463万910円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和2年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億6,841万582円（税抜き）、収益的支出6億8,377万9,672円（税抜き）、資本的収入2億3,997万6,000円（税込み）、資本的支出5億5,856万6,210円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第38号

令和2年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和2年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

令和2年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金5,506万2,983円を減債積立金に積み立てるとともに、令和2年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入11億4,527万5,736円(税抜き)、収益的支出10億9,021万2,753円(税抜き)、資本的収入5億7,435万4,200円(税込み)、資本的支出5億7,826万6,866円(税込み)とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 39 号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

（2）第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により

引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

議案第40号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることの確認を受け、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年宮代町条例第10号)
の一部を次のように改正する。

第7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「当該医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受け」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

宮代町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

令和3年第3回（6月）宮代町議会定例会において可決いただいた宮代町手数料条例の一部を改正する条例について、改正内容に不足があったことから、同条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮代町手数料条例の一部を改正する条例（令和3年宮代町条例第14号）の一部
を次のように改正する。

第2条の改正規定の次に次のように加える。

第6条第1項第2号及び第3号中ただし書を削り、同項第4号中「第21号から第24号」を「第20号から第23号」に改める。

別表第1中「第42号」を「第41号」に改める。

別表第2中「第43号」を「第42号」に改める。

別表第3中「第44号ア」を「第43号ア」に改める。

別表第4中「第44号イ」を「第43号イ」に改める。

別表第5中「第44号ウ」を「第43号ウ」に、「第44号ア及びイ」を「第43号ア及びイ」に改める。

別表第6中「第45号」を「第44号」に改め、手数料の金額（1件につき）
の欄中「第44号」を「第43号」に改める。

別表第7中「第46号」を「第45号」に改める。

別表第8中「第47号」を「第46号」に改める。

別表第9中「第52号」を「第51号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業

第1節 通則（第42条）

第2節 保育所型事業所内保育事業（第43条—第46条）

第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業

第1節 通則（第42条）

第2節 保育所型事業所内保育事業（第43条—第46条）

第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）

第6章 雑則（第49条）

」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	施 設 の 所 在 地
公設宮代福祉医療センター	宮代町大字須賀177番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会

団体の所在地 東京都千代田区平河町2丁目6番3号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

公設宮代福祉医療センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 深 井 美 智 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年8月26提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現教育委員会の委員の深井美智子氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 稲 山 貞 幸
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和3年8月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現人権擁護委員である稲山貞幸氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

令和3年度宮代町一般会計補正予算（第~~3~~⁴号）について

令和3年度宮代町一般会計補正予算（第~~3~~⁴号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正並びに前年度決算額の確定に伴う決算剰余金の積立等に伴い、令和3年度宮代町一般会計予算に3億6,322万4,000円を追加し、総額を~~112億944万円~~
112億1,523万2,000円
とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、国民健康保険事業費納付金確定のほか、前年度決算剰余金の精算に伴い、令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億470万4,000円を追加し、総額を36億3,440万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和3年度宮代町介護保険特別会計予算に2億4,533万1,000円を追加し、総額を33億3,592万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人件費補正のほか、前年度決算剰余金の精算等に伴い、令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に957万2,000円を追加し、総額を5億5,514万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和3年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の人事異動等による補正及び漏水調査にかかる委託料の増に伴い、令和3年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算については、収益的支出を1,353万3,000円追加するとともに、固定資産購入費の増に伴い、第4条予算については、資本的支出を30万9,000円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和3年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の人事異動等による補正に伴い、令和3年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を2万8,000円追加し、収益的支出を145万4,000円減額するとともに、令和2年度決算の確定及び建設改良費の追加に伴い、第4条予算については、資本的収入を4,204万9,000円減額し、資本的支出を1,450万円追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。